

平成 29 年度 新潟県 事業計画

都道府県コード

150002

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	549	549
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	323	4,096	4,419
4.消費生活相談体制整備事業	-	43,476	43,476
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	1,957		1,957
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	32,720	22,314	55,034
うち、先駆的事业	-	-	-
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	35,000	70,435	105,435

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	245,923	
都道府県予算	77,225	
管内市町村予算総額	168,698	
支出等額	105,435	
支出等割合	43%	42%
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	105,435	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	0.428731758	42%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加	
自治体参加型	①参加者総数	人
	②年間研修総日数	人日
	③参加自治体	
法人募集型	①参加者総数	人
	②年間研修総日数	人日
	③実地研修受入自治体	

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被 ₄ 県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の増設)※被 ₄ 県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品アドバイザー)※被 ₄ 県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	市町村支援のための相談員専門事例研修参加【交付金】	323	323			旅費、参加負担金
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	市町村の取組支援のための消費者行政担当者の配置。移動相談会の開催や、見守りネットワーク構築のための情報交換会の開催、啓発資料の配付などにより市町村の取組を支援する【交付金】	1,957	1,011	946		非常勤職員雇用 1名 12月賃金、共済費
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の見守りを必要とする者の消費者被害防止【交付金】 地域における見守りの担い手養成、活動支援 消費生活啓発講座コーディネート事業 年金受給者への被害防止・啓発事業 若者や高齢者の啓発、消費者ホットラインの周知等の資料作成 消費者挙行く推進、啓発【交付金】 調査研究協働事業 消費者教育関係講師派遣事業 対象者別消費生活講座の開催 食から持続可能な社会の形成を考える学習会 マスコミ等を活用した広報啓発(見守りネットワーク構築の推進、成人年齢下げを想定した若者への啓発、消費者ホットラインの周知、利用促進等) 	25,184	25,184			<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の見守りを必要とする者の消費者被害防止 地域における見守りの担い手養成、活動支援(委託費、旅費) 消費生活啓発講座コーディネート事業(委託費) 年金受給者への被害防止・啓発事業(需用費、役務費) 若者や高齢者の啓発、消費者ホットラインの周知等の資料作成(需用費、役務費) 消費者挙行く推進、啓発 調査研究協働事業(委託費、謝礼、旅費、需用費) 消費者教育関係講師派遣事業(謝礼、旅費) 対象者別消費生活講座の開催(委託費、旅費) 食から持続可能な社会の形成を考える学習会(委託費、旅費、使用料) マスコミ等を活用した広報啓発(見守りネットワーク構築の推進、成人年齢下げを想定した若者への啓発、消費者ホットラインの周知、利用促進等)(委託費、役務費)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や消費者関係団体との連携による消費者行政推進事業の実施、市町村の見守りネットワーク構築、充実・強化にむけた取組をコーディネートする【交付金・基金】 民生委員協議会等関係団体との連携のための資料配付 消費者問題に取り組む団体との連携により消費者団体訴訟制度の周知を図る【基金】 	6,264	2,206		4,058	<ul style="list-style-type: none"> コーディネート事業(委託費、旅費) 資料作成(需用費) 消費者団体訴訟制度の周知(委託費)
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	<ul style="list-style-type: none"> 法執行担当者の研修会開催や、事業者のコンプライアンス向上のための資料配付・研修会開催【交付金】 	1,272	1,272			<ul style="list-style-type: none"> 法執行担当者の研修、事業者のコンプライアンス向上のための資料配付・研修会開催(旅費、需用費、謝礼、使用料)
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に						
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法						
合計		35,000	29,996	946	4,058	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	予算の範囲内で対応
	(強化)	市町村支援の役割も踏まえ、相談員全員が少なくとも年1回は研修参加の機会を確保
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	基金条例制定時なし
	(強化)	市町村の取組支援のための消費者行政担当者を配置し、見守りネットワーク構築のための情報交換会の開催、弁護士等を活用した移動相談会の開催、啓発資料の配付などにより市町村の取組を支援する
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	基金条例制定時なし
	(強化)	高齢者等の消費者被害防止のため見守りの担い手養成事業や啓発講座のコーディネート・講師派遣事業の実施、関係団体と連携した資料配布による若者・高齢者の啓発・消費者ホットラインの周知を実施し消費者被害の防止を図る。また、消費者教育推進のため、消費者教育の担い手等との調査研究事業や講師派遣事業の取組、食から持続可能な社会の形成を考える学習会の開催、成人年齢の引き下げを想定した若者への啓発等に取り組む。
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	基金条例制定時なし
	(強化)	地域での消費者関係団体との連携促進に向けて、消費者関係団体と連携してコーディネータを配置し、消費者行政推進事業の実施や、市町村の見守りネットワーク構築、充実・強化に向け取組む。また、消費者団体訴訟制度の周知を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	基金条例制定時なし
	(強化)	特定商取引法や食品表示法の改正を踏まえた事業者指導の取組強化を図るとともに、事業者のコンプライアンスの向上に取り組む。
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
1 人	1,458 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
1 人	1,957 千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2 管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	十日町市、五泉市、佐渡市、魚沼市、阿賀町	395	116	275		事務所賃借料、参考資料、センター周知用資料印刷等
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	佐渡市	158	158			弁護士等による相談員への助言(謝礼、旅費)
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、阿賀町	4,267			4,096	研修参加のための旅費、参加負担金
⑧消費生活相談体制整備事業	【基金】燕市、糸魚川市、魚沼市、胎内市、妙高市 【交付金】上越市、柏崎市、三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、聖籠町	51,519	65	34,242	9,169	【基金】新規相談員配置 【交付金】相談員の配置・増員の件数、相談員の勤務時間・日数の拡大、常勤職員の時間外勤務手当
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村	18,224	14,922	2,665		啓発資料作成・購入、啓発資料の全戸配付手数料、講演会・出前講座・移動相談室の開催、啓発のための備品購入
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	三条市、新発田市、加茂市、妙高市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町	4,938	3,694	1,033		弁護士等による無料相談会の開催 見守り強化のための関係者用資料購入 啓発講座の講師謝礼
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		79,501	18,955	38,215	13,265	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
25 人	27,697 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
25 人	40,698 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	88,112 千円
うち都道府県分	30,942 千円
うち管内の市町村合計	57,170 千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	17,323 千円
うち都道府県分	4,058 千円
うち管内の市町村合計	13,265 千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	41,962 千円	79,887 千円	77,225 千円	35,263 千円	-2,662 千円
うち交付金等対象経費	/	38,485 千円	35,000 千円	/	-3,485 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	1,674 千円	1,957 千円	/	283 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	/	/	/	- 千円
うち先駆的事业	/	/	/	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	41,962 千円	41,402 千円	42,225 千円	263 千円	823 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	61,042 千円	161,896 千円	168,698 千円	107,656 千円	6,802 千円
うち交付金等対象経費	/	58,538 千円	70,435 千円	/	11,897 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	35,001 千円	42,263 千円	/	7,262 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	62 千円	89 千円	/	27 千円
うち先駆的事业	/	/	/	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	61,042 千円	103,358 千円	98,263 千円	37,221 千円	-5,095 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	103,004 千円	241,783 千円	245,923 千円	142,919 千円	4,140 千円
うち交付金等対象経費	/	97,023 千円	105,435 千円	/	8,412 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	36,675 千円	44,220 千円	/	7,545 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	62 千円	89 千円	/	27 千円
うち先駆的事业	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	103,004 千円	144,760 千円	140,488 千円	37,484 千円	-4,272 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	5 人	
うち都道府県	5 人	
うち管内市町村	人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	7 人	
うち都道府県	7 人	
うち管内市町村	人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	4,865 千円	
うち都道府県	4,865 千円	
うち管内市町村	千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	145,353 千円	
うち都道府県	47,090 千円	
うち管内市町村	98,263 千円	↓先駆的事业(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	42 %	42.04148524 %
うち都道府県	43 %	42.63613108 %
うち管内市町村	41.7521251 %	41.7521251 %

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	300,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	20,001 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	17,323 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	2,678 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	8 人	今年度末予定	相談員総数	8 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	8 人	今年度末予定	相談員数	8 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組	具体的内容
①報酬の向上	
②研修参加支援	○ 引き続き、市町村支援、相談高度化のための研修参加を支援
③就労環境の向上	
④その他	

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
地域における見守りの担い手養成事業	①	改正消費者安全法の施行を受け、地域における啓発等の担い手としての役割に加えて、地域の見守りの担い手として消費生活協力員足りうる人材を養成する。また、養成した人材のフォローアップ事業や、関係団体との協働により、対象者層別啓発講座の開催、特別支援学校向け啓発講座の学習会などを開催する。	6,644	有	・消費生活啓発講座 コーディネート事業 1,955千円 ・対象者層に応じた消費生活講座開催1,222千円
		計	6,644		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。